

藤枝市安全・安心見守りネットワークに関する協定書

藤枝市（以下、「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下、「乙」という。）は、藤枝市安全・安心見守りネットワーク（以下、「事業」という。）実施に関して、以下の通りこの協定を締結する。

（前提）

- 1 甲は、市民が住み慣れた地域で安全かつ安心して暮らし続けられるよう、高齢者や子ども、女性を見守る活動を実施している。
- 2 乙は、直営店方式またはフランチャイズ方式による、年中無休24時間営業のコンビニエンスストアセブン-イレブン店（以下、「セブン-イレブン店」といい、直営店方式のセブン-イレブン店を「直営店」、フランチャイズ方式のセブン-イレブン店を「加盟店」という）を展開しており、藤枝市内の直営店及び推奨に応諾して事業への参画に同意している加盟店（以下、これらのセブン-イレブン店を総称して「対象店」という。）が事業に協力するものであることを甲は確認する。
- 3 乙のビジネススキームがフランチャイズ方式であり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体であることを、甲が十分に理解したことから、甲及び乙は、この協定の締結をもって、事業について合意するものとする。

（目的主旨）

第1条 乙は、甲と緊密な相互連携を図り、事業の実施を加盟店に推奨し、当該活動を実施することによって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（連携事項）

- 第2条 甲及び乙は、事業の実施にあたり、相互理解による厚い信頼関係と協力関係を構築するとともに、事業を継続的に実施することができるよう、その体制の確立に努めるものとする。
- 2 甲は、藤枝市内の対象店に対して、事業が円滑に実施されるよう必要な支援を行う。
- 3 乙は、藤枝市内における加盟店に対し、事業の参加を誘い、藤枝市内の地域福祉の向上に寄与するよう努力する。

（事業の内容）

- 第3条 対象店は、その営業活動（店舗内における物品等の販売、セブンミールを通じたお届けサービス等）において、地域の高齢者、登下校時等に異変のある子ども、何らかの支援を必要としている高齢者や子どもを確認した場合、甲へ連絡を行うものとする。また、店舗において子どもや女性がストーカー行為や誘拐、暴力等の身の危険に遭遇した際の駆け込み受け入れや保護、さらにATMや電子マネーによる振り込め詐欺等の発生を確認した際は、甲及び藤枝警察署に連絡を行うものとする。
- 2 対象店は、この協定の締結をもって、甲及び藤枝市自治会連合会が実施する「安全安心サポートネットワーク」に加入するものとし、次に掲げる事象等を発見したときは、甲に通報するものとする。ただし、当該事象が生命及び身体の危険が危惧されない場合は、この限りでない。

- （1） 訪問先で長期間にわたり新聞、郵便物等が放置されていること。
- （2） 長期間にわたり庭の手入れがされておらず、訪問しても反応がないこと。
- （3） 道路の損壊、交通標識の劣化その他の交通危険箇所があること。

- （4） 壁への落書きその他の環境美化又は治安維持に欠ける状況があること。
- （5） その他市民の安全安心な生活に支障を与える切迫したおそれがあること。

- 3 第1項の実施にあたり、対象店は別途、甲の実施する「認知症サポーター養成講座」を可能な範囲で受講するものとする。
- 4 第1項及び第2項の連絡等については、通常の営業活動に支障のない範囲で行うこととすることができ、甲への連絡等にかかる費用は、対象店の負担とする。
- 5 対象店から連絡等を受けた甲は、藤枝警察署等とともに高齢者や子ども、女性に対して、必要な支援や対応を行う。
- 6 甲は、乙及び対象店に対し、情報提供、助言、研修活動等に関する必要な支援を行う。
- 7 乙は、高齢者の就業や社会参加を支援するため、藤枝市内の中高齢者の雇用促進に努めるものとする。

（免責事項）

第4条 対象店は、第3条第1項の規定による連絡等が出来なかった場合又は遅れた場合に、高齢者や子ども、女性に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

- 第5条 甲、乙及び対象店は、見守りネットワーク活動に関して知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、事業の従事者でなくなった後も同様とする。
- 2 甲、乙及び対象店は、事業に関して知り得た個人情報を本事業以外の目的に利用してはならない。また、事業の従事者でなくなった後も同様とする。

（店舗の開店及び閉店）

第6条 乙は、藤枝市内において新たにセブン-イレブン店が開店及び閉店する場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも変更又は終了の申し入れが無いときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協定の終了）

第8条 前条の定めに関わらず、この協定は、甲乙協議の上、有効期間中においても終了することができる。

（疑義の決定）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年7月19日

甲 藤枝市岡出山1丁目1-1番1号
藤枝市
藤枝市長 北村 正平



乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 古屋 一樹

